

社会福祉法人上島町社会福祉協議会
上島町社協生名通所介護事業所運営規程

〔平成16年10月1日〕
規程番号6-4

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する上島町社協生名通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護および上島町介護予防・日常生活支援総合事業（以下「上島町総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態または上島町総合事業にあっては要支援状態にある高齢者等及び事業対象者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態または要支援状態にある高齢者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、地域保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 上島町社協生名通所介護事業所
- 二 所在地 愛媛県越智郡上島町生名 2133 番地 3（上島町生名デイサービスセンター）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の管理を行う。必要な事務を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、他の従業者と協力して通所介護計画または予防通所介護計画等の作成を行う。
- (3) 介護職員 2名以上
介護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、5月3日から5月5日及び12月29日から1月3日は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は、10人とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、居宅介護支援事業者等または利用者本人等の作成した居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン」という。）に基づいて、次に掲げるものうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、通所介護計画書または予防通所介護計画書等（以下「サービス計画書」という。）が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

- (1) 送迎
- (2) 生活指導（相談援助等）
- (3) 機能訓練（日常動作訓練）
- (4) 介護サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 給食サービス
- (7) レクリエーション
- (8) 一般的な健康状態の確認
- (9) その他サービスの提供に必要と認められる事項

(事業の利用料等及び支払い方法)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額または上島町総合事業にあっては上島町が定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

- (1) 第9条の通常の事業の実施地域を越えて、事業に要した交通費 実費
- (2) 食事の提供にかかる費用 700円
- (3) 創作活動（材料費等） 実費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業の提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 事業の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料金等を金融機関口座からの自動引落等により支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、上島町とする。ただし、旧生名村、旧岩城村、旧弓削町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事業の利用契約)

第12条 本会は、事業の提供の開始にあたり、利用者又は家族等に対して利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めるものとする。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。

- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - (3) けんか、口論または暴行等、他人に迷惑になることをしないこと。
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うことができるものとする。
- (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
 - (2) 故意にこの規程等に違反した者
- (衛生管理及び従業者等の健康管理)
- 第 14 条** 事業所は、事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。
- (秘密保持)
- 第 15 条** 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (サービス計画書の作成等)
- 第 16 条** 事業所は、ケアプランが作成されている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスのサービス計画書を作成し、利用者、家族に説明する。
- 2 事業所は、サービス計画書に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。
- (苦情処理)
- 第 17 条** 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置及びその他必要な措置を講じるものとする。
- (虐待防止に関する事項)
- 第 18 条** 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- (事故発生時の対応)
- 第 19 条** 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、上島町、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本会は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (運営推進会議)
- 第 20 条** 事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、事業所を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 6 月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び通所介護について知見を有する者とする。

- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

- 2 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 「社会福祉法人上島町社会福祉協議会 上島町社協生名介護予防通所介護事業所運営規程」(平成 19 年 4 月 1 日施行 規程番号 6-12) は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

